

NTT 約款変更は条件付き スペクトル管理標準に揺れる ADSL 業界 ③

総務省によると、2002年11月末のDSL契約回線数(速報値)は、511万7867回線と初めて500万回線の大台を突破した。普及が一段と加速しているADSLだが、これと比例するようにADSL技術の「スペクトル管理標準」をめぐる対立も、いっそう熱を帯びてきている。10月17日にNTT東西が接続約款変更の認可を申請するまでの流れは、先々月号までにお伝えした。そしてついに12月11日、総務省が接続約款変更の認可申請についてひとつの答えを出した。これにより、スペクトル管理標準をめぐる問題はどうなっていくのだろうか。

接続約款変更の認可申請による波紋

10月17日にNTT東西が接続約款変更(DSL回線の接続条件等に関する改定)の認可を申請すると、すかさずその翌日にアッカ・ネットワークスが「12MbpsサービスはすでにNTT東西に対して事前調査申し込みを済ませ、回線収容ルールにおいて第1グループ(1G)のAnnex Cでの取り扱いで合意し、接続を了承する回答をもらっているので接続料金の変更はない」と発表した。

接続約款の変更申請内容では、民間標準化団体の情報通信技術委員会(TTC)が2001年11月に制定したスペクトル管理標準「JJ-100.01第1.0版」に基づいて、DSLの伝送方式を表のように2つのグループに分類して運用する。第1グループ(1G)は、ほかの回線の干渉から守られるが、電氣的干渉が大きい第2グループ(2G)は同一カッド(ケーブル内は4つの心線で構成され、その2対の心線がよられており対になった同士のことをカッドという)にほかの回線と混在収容しないように収容替えされ、伝送距離も制限される。さらに、接続料金は1Gよりも899円(最大4.6倍)と大幅に高くなり、3,000円を下回る料金でエンドユーザーにサービスを提供するのは困難になると見られ、事業の根幹にもかかわる。ユーザーに不安感を与えないようにアッカはいち早く動いたかたちだ。

また、この約款変更で焦点となるのは、DSL回線の収容条件を決定するための運用ルールとして、JJ-100.01第1.0版を用いることが適切かどうかという点だ。Yahoo! BBを運営するピー・ピー・テクノロジー(BBT)はこれについて「JJ-100.01第1.0版

は国際標準から大きくかけ離れており、ITU-T(国際電気通信連合常設機関)に準拠したAnnex Aの1分類であるAnnex A.exが排除されているのは欠陥で廃止すべき」などとして、8月19日にTTCに対して動議を提出した。そして9月17日にはTTCがJJ-100.01第1.0版の正当性を表明して両雄が激突するようになった。NTTの約款変更が認可されれば、国がJJ-100.01第1.0版の正当性を正式に認めることになる。

一方で、申請を受けた総務省が諮問していた情報通信審議会は10月21日、接続約款の変更案についての意見(パブリックコメント)を11月20日まで募集すると発表した。同日にはBBTが「Yahoo! BBの12Mbpsサービスは1Gに属すると考えている」とコメントを出したが、グループ分けについて正式には10月23日に「NTTと協議した結果、Yahoo! BBの伝送方式『Annex A.ex』(後の11月5日にこの呼称ではAnnex Aとは別の伝送方式だと誤解が生じているために『Annex A(12M)』と呼称を変更した)が、どちらのグループに入るかは当社の判断と意向の表明に基づくことが明らかにされたため、即日NTTに対して1Gである旨を申請し

TTCのスペクトル管理標準に基づいたNTT東西の接続約款の見直し内容

グループ分け	条件	該当回線
「第1グループ(1G)」	ケーブル内の収容に特段の条件を設けない	電話、ISDN、ADSL(G.992.1 Annex A(FDM)Annex C(FDM))
「第2グループ(2G)」	1Gに属する伝送方式に与える影響、もしくは1Gに属する伝送方式から受ける影響が大きいことから以下の制約条件を設ける ・2Gは他回線と同一カッドに混在収容しない(収容制限により、「2G」の回線収容替工事を実施) ・各伝送方式ごとに定められた限界線路長を超える線路で使用しない	SSDSL(G.992.1 Annex H) SDSL(2B1Q) SHDSL
未確認伝送方式	「1G」「2G」の分類が未確定の伝送方式については、確定するまでの間、他事業者の申し出に基づき、協議により暫定的に分類を仮設定して運用	

NTT東日本10月17日ニュースリリースより

た」と発表している。

事前の対策か、事後の対応か

そして、総務省情報通信審議会は12月2日にADSL サービスを提供しているNTT東西、アッカ、イー・アクセス、BBT、日本消費者連盟、日本生活協同組合連合会の5社2団体を集めて公開ヒアリングを実施し、直接意見を聞いた。そのやり取りは、JJ-100.01で未確認規格とされる Annex A (12M)と1Gに属しているAnnex C陣営、つまりBBT対そのほかの企業という対立図式で展開され、接続約款の変更申請について強く反対しているのはBBTだけだった。

公開ヒアリングで焦点となったのは“干渉”については事前に対処しておくべきか、それとも事後に対応するべきかということだった。NTT東日本の成宮憲一技術部長は「JJ-100.01の有効性に問題はない。TTC標準はITUの勧告やANTIC(米国規格協会)で作成されたスペクトル管理標準と同様の線路条件の設定や計算方法を用いており、国際的観点から見ても正当性がある」と述べた。これについては、イー・アクセスとアッカもTTC標準を用いた約款の変更に賛成で、事前対応の重要性を説いたが、アッカの坂田好男社長は「技術の進歩がめざましい中で、年に2回行われるTTCの標準化作業では少ないかもしれない。標準化作業もたとえばスペクトル管理の原則は総務省の審議対象にして、そこで規定された方法論と基準に基づいてTTCが具体的な計算や拡張を担当す

るなど、原則を決める組織と新しい技術を検証する組織とを分けることも考えてはどうか」と提案した。

こうした事前対策に対して、BBTの孫正義社長は「基本的に適正なルールを策定するのは賛成だ。しかしTTC標準のように前提となる条件が現実のユーザー環境とか離れた机上の空論で規制するのは間違っている」と、JJ-100.01の有効性をこの場でも真っ向から否定した。そして「ISDNによる干渉はこれまで事後対応してきた。ADSLの場合も問題が出ればその都度対応すればいい」と主張した。意見を述べる場所を総務省に移しても、結局は対立の図式がさらに顕著になり、考え方がどこまでも平行線をたどることが再認識されるだけだった。ただし、この中で消費者の代表として出席した日本生活協同組合連合会の清藤正氏は「干渉による影響があることの第一報をいったい誰が行うのか。ユーザーは品質の劣化がわからないまま問題が封殺されてしまう。ユーザーの信頼を第一に考えられないならば、業界を規制することも考えるべきだ」と、ユーザーの視点で語った。同様に日本消費者連盟の古賀真子氏も「各サービス事業者は、ユーザー獲得のための宣伝広告に注力

するばかりで、干渉問題を知らせていない。消費者不在の主張ばかりだ」と現況を懸念した。

情報通信審議会の答申は条件付き認可

そして、情報通信審議会は12月11日に「NTT東日本および西日本の接続約款の変更について、次の点が確保される場合には認可することが適当と認められる」と条件付きで認可する答申を行った。その条件は以下の2点だ。

標準システムに定めのない伝送方式(未確認方式)について、1Gまたは2Gのどちらに相当するかを仮設定する場合には、当該方式のスペクトル管理に必要な技術仕様などの内容や取り扱いを記載した書面をもって行うこと

スペクトル適合性の客観的評価を行う方法が確立された後、接続事業者による情報の開示やそのほかの必要な協力が得られずに、客観的評価を行う方法が確立された日(仮設定がその日以降の場合には仮設定を行った日)から2か月以内に未確認方式のス

NTT接続約款の変更に対するパブリックコメントの意見提出者数

所属	個人	企業・団体	合計
賛成	0	8	8
反対	6	6	11
そのほか	0	14	14
合計	6	28	34

パブリックコメントのおもな意見

賛成	<p>スペクトル管理標準をふまえて、DSL回線の収容条件を設定する新たな運用ルールを導入することに賛成</p> <p>TTC標準(JJ-100.01「メタリック加入者線伝送システムのスペクトル管理」)の有効性に問題はない</p>
反対	<p>DSL回線の収容条件を設定する新たな運用ルールを導入する接続約款の変更申請は認可すべきではない</p> <p>NTT東西の接続約款のDSL回線収容条件としてTTC標準を採用することは問題</p>
そのほか	<p>未確認方式についてサービス開始に先立ち、スペクトル適合性にかかわる技術仕様を公開し、TTCなどにおいて評価を行うべきである</p> <p>今後のスペクトル管理標準の改訂のため、新たな検討の場が必要である</p>

情報通信審議会電気通信事業部会の資料1より



12月11日に行われた総務省の第25回情報通信審議会電気通信事業部会で答申された。

ベクトル適合性が確認されない場合には、スペクトル適合性が確認されるまでの間当該方式を2Gに分類すること

また、このほか要望としては以下3点が挙げられた。

未確認方式のスペクトル適合性が速やかに確認されるように、総務省においてスペクトル管理の基本的な要件を策定し、これにしたがって適合性の客観的な技術評価はTTCが行うこと

を検討する際に関係するDSL事業者は、検討に必要な情報を総務省と関係者に対して開示すると共に協力すること

未確認方式でサービスを提供する場合、スペクトル適合性が確認されていない方式であることを利用者に情報提供すること

つまり、今回の答申を受けた約款の運用だと、未確認伝送方式のグループ分けはスペクトル適合性が確認されるまで「ほかの事業者の申し出に基づき協議により暫定的に仮決定する」のではなく「サービス提供者自らが仮設定のグループを選択する」ということになる。そして、1Gに仮設定したスペクトルが同一カッド内のほかの回線に干渉した場合には、干渉を及ぼしたその回線のみが収容替えになるが、接続料金は1Gが適用される。また、1Gに仮設定したスペクトルが今後総務省で策定されるスペクトル管理についての基本的なガイドラインに基づいて技術評価した結果、2Gと確認された場合はすべての回線が収容替えになり、接続料金は2Gが適用される。

この答申を受けたNTT東日本は「基本的には我々の取り組みや考え方に即した内容だ。補正して早急に再申請する予定で、その後速やかに正式認可されるだろう」と話した。また、今回の答申についてアッカの副社長である池田佳和氏は「当社の意見が要所で反映されている。当社で2Gに分類され

るであろうサービスは、法人向けの1.5MbpsSSDSL(ITU-T G.992.1 Annex H)接続サービスのみ。正式には決めていないが、値上げも考慮している」と語った。さらに「規制緩和の流れの中で国にゆだねる形になるのは正直残念だ。しかし、総務省の中できちんとしたルール作りをしていく枠組みができることはいいことだ」と期待感も表した。

この一方で、ほとんど意見が反映されなかったのはBBTだろう。答申について、どのように受け止めているか聞いたところ「DSLの利用環境の保護に向けて新たなスペクトラム管理の要件を策定する方向性が答申の中に示されており、これについては評価している。そして、ブロードバンドサービスを利用しているユーザーにとってYahoo! BBを使える環境が整う第1歩になったとも受け止めている。今後、答申に示されているように利害関係者以外の学識者などによる中立かつ公正なルールの策定を

期待している」と答えた。

総務省に土俵を移す

こうした情報通信審議会の答申を受けて、電気通信設備に関する技術的要件のうちのDSLに関する専門的な審議を行う「DSL作業班」が設置された。組織的な位置づけとしては、情報通信審議会 情報通信技術分科会 事業用電気通信設備等委員会 DSL作業班となっている。具体的な審議内容は、答申で要望された「スペクトラム管理の基本的な技術要件の策定」と「そのほかの事項」の2つ。前者は2003年2月頃までに意見をまとめて上位組織である事業用電気通信設備等委員会に報告する予定で、後者はそれ以降も審議される見通しだ。報告する内容は、かならずしも意見を1つに集約しなくていい。1つの案件について複数の意見を報告した場合は、報告を受けた上位組織で判



早稲田大学
小松尚久
東京大学(主任)
相田 仁
TTC
市川智昭

- パラダイム
梅山伸二
沖電気工業
浦沢俊之
日本電気
岡戸 寛
イー・アクセス
小畑至弘
グローブスパンビラータ
アンドリュー倉白
センチリアム
郷右近 一彦
ソネット
小林博昭
JATE
斉藤保夫
長野県共同電算
佐藤千明



電気通信技術システム課長 松井俊弘
電気通信技術システム課 専任職 林 義也
電気通信技術システム課長 児玉俊介

- CIAJ
清水博一
ピー・ピー・テクノロジー
孫 正義
松下伝送システム
荒木光弘(代理)
KDDI
中島 寛
NTT東日本
成宮憲一
富士通アクセス
福田 節
住友電気工業
松本一也
テレコムサービス協会
持麿裕之
アッカ・ネットワークス
湯浅重数

[事務局]

DSL作業班第1回会合、敬称略

断されていき、最終的に総務省としての判断が絞られる。

そして、12月16日にそのDSL作業班の第1回会合が開かれた。作業班のメンバーは、主任を務める東京大学の相田仁教授を筆頭に22名(左ページ下図参照)で構成される。この日は現況を踏まえるために、富士通アクセスの福田節氏から「今後のADSLサービスの動向について」、日本電気の岡戸寛氏から「我が国におけるスペクトル管理状況(JJ-100.01 第2.0版案)」などが説明された。しかし会合の冒頭から孫氏は怒りを露わにし、3時間を費やしたものの技術的な議論にはほとんど発展しなかった。まるでTCCでのやりとりが、NTTの接続約款の変更申請をきっかけに総務省へと舞台を移しただけのようにも見てとれる。

閉会まで怒りを抑えられなかった孫氏がもっとも憤慨していたのは班を構成するメンバーについてだ。「あまりにもアンフェアすぎる。中立的な立場で出席している大学の先生方を別にすると、みんなAnnex Cのベンダーが事業者だ。ここでのやりとりは完全に利害が絡む。中立的な発言をしたなんてあり得ない。せめてAnnex Cの人たちと応分の参加を求めたい。なぜAnnex Aのベンダーが委員になることが認められないのか。多数対少数の論理によって我々の意見

が無視されたりねじ曲げられたりしたTCCと同じだ。なぜその過ちをまた繰り返すのか」と声を荒げながら机を叩いた。事務局はこれに対して「今回のメンバーは何か意図があったのではない」と返答した。また、相次ぐ孫氏の発言を「時間もかぎられているのでその件は次回以降に……」とたびたび制止しようとした主任の相田氏にも矛先は向けられ「先ほどから先生の発言を聞いていると何か偏った意見をお持ちのように見受けられる」と食ってかかり、運営そのものに対する不信感は相当根強いようだ。メンバーについて相田氏は「メンバーの件は引き続き事務局の方で対応してほしいが、決定事項は上位組織の委員会が行うことなので、そちらを通してほしい」と述べた。

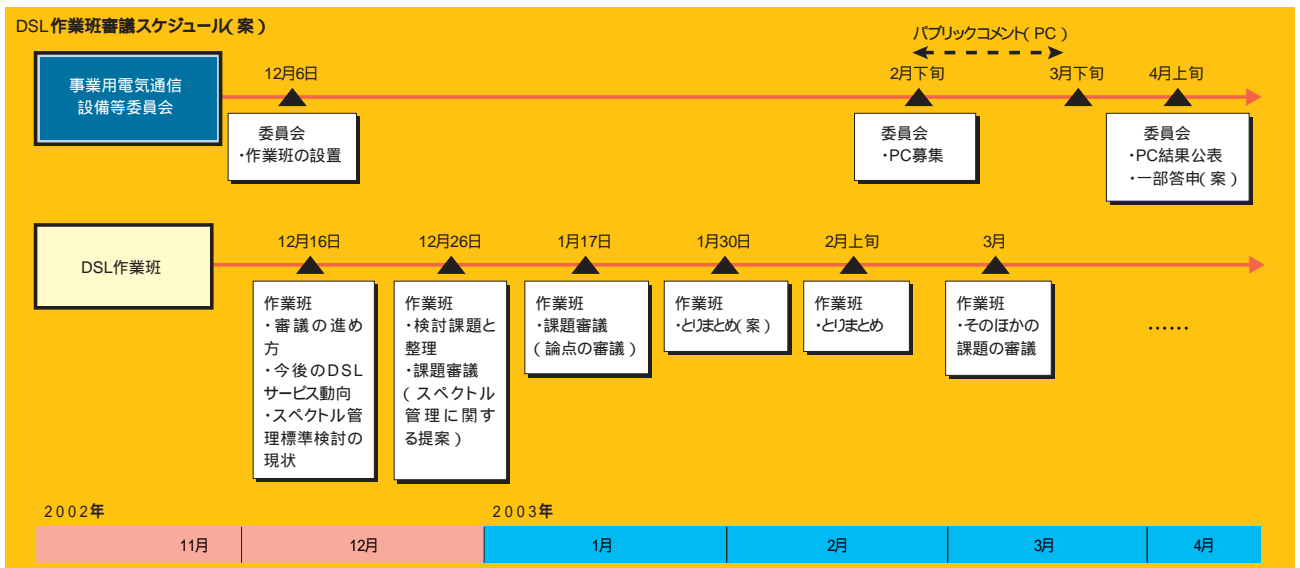
ソフトバンクは、BBTを存続会社として中間持株会社3社と2003年1月7日に合併させて、社名を「ソフトバンクBB」にすると12月3日に発表している。グループとしてさらに注力して経営資源も集中させるということだ。この発表からも、後には引けない並々ならぬ思いがあるのだろう。

さて、もっとも気になるのは今後の展開だ。DSL作業班でのスペクトル標準の要件に関する意見のとりまとめだが、初回会合を見てもわかるとおり、混乱が続く可能性は高い。一方で、NTTの接続約款については、

補正して再申請すればすなりと正式認可が下る見込みでそれほど時間はかからないだろう。この認可の話とDSL作業班の話は直接リンクするわけではない。しかし、両方のタイミングを考えるとどうだろう。約款変更の正式認可は年内にも下る可能性がある。またDSL作業班で意見をとりまとめるのは2003年の2月の予定で、その後パブリックコメントを募集するなどして総務省がスペクトル管理の技術的要件を決めるのは4月上旬以降になる。約款変更のほう明らかに早いと考えられるが、この場合新約款は事実上業務に反映されるのだろうか。

総務省にこの点を聞いてみると「そうなった場合には、総務省のほうで要件が決まるまで『2か月以内に未確認方式のスペクトル適合性が確認されない場合には、確認されるまでの間2Gに分類される』という部分だけが実行できないだろう」という回答だった。

それでは、DSL作業班が2月に報告をまとめられずに伸びてしまう可能性はあるだろうか。かならずしも意見を1つにまとめる必要がないので、会合がもし紛糾したとしても、予定通り2月には何らかの報告をされると思われる。いずれにせよ、スペクトル管理標準に関するADSL業界の混乱はまだまだ終わりそうにない(本記事は12月18日現在の情報に基づいて執筆した)。



DSL作業班第1回資料より



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp